

特定非営利活動法人 HAPPYHOUSE 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 HAPPYHOUSE という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を茨城県東茨城郡茨城町に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、子どもと子どもに関わる全ての人に対して、安心して集える居場所を提供すると共に、一人ひとりの個性を大切にし、自己有用感を育む活動に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (4) 男女同参画社会の形成の促進を図る活動
- (5) まちづくりの推進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 子どもに関わる事業
 - ② 地域のつながりを増やすネットワーク事業
 - ③ 地域のつながりを促進する婚活事業
- (2) その他の事業
 - ① 個性心理学カルテ販売事業
 - ② 子育て・コミュニケーション出張セミナー
 - ③ 教員研修事業
 - ④ カウセリング

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
- (2) 監事 1人以上3人以内
- 2 理事のうち、2人以内を代表理事、2人以内を副代表理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、代表理事が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印又は記名、押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第 33 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の 7 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 36 条第 2 項及び第 38 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その

旨を付記すること。)

- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印又は記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併及び破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPOポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	磯崎	友美
代表理事	磯崎	貴
副代表理事	西村	昌代
理事	石井	久美子
同	橋本	江身子
同	細谷	真樹
同	大嶋	真智子
監事	山口	せつ子

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和9年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定

めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員（個人）	入会金	0 円
	会 費	5,000 円（1 年間分）
（団体）	入会金	0 円
	会 費	10,000 円（1 年間分）

(2) 賛助会員（個人）	入会金	0 円
	会 費	3,000 円（1 年間分）
（団体）	入会金	0 円
	会 費	10,000 円（1 年間分）

役員名簿

特定非営利活動法人 HAPPYHOUSE

役職名	氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
代表理事	磯崎友美		有
代表理事	磯崎貴		無
副代表理事	西村昌代		無
理事	石井久美子		無
理事	細谷真樹		無
理事	橋本江身子		無
理事	大嶋真智子		無
監事	山口せつ子		有

(備考)

- 1 「氏名」、「住所又は居所」、「報酬の有無」は、全ての役員について記載する。
- 2 「氏名」、「住所又は居所」の欄には、住民票等によって証された氏名、住所又は居所を記載する。
- 3 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入する。
- 4 役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は、3分の1以下でなければならない（法第2条第2項第1号ロ）。

(法第 10 条第 1 項第 5 号関係)

設 立 趣 旨 書

令和 7 年 9 月 28 日

特定非営利活動法人 HAPPYHOUSE

設立代表者 住所又は居所

氏名 磯崎 友美
磯崎 貴

1 趣 旨

近年、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しています。不登校の増加、親の孤独、地域のつながりの気薄化など、様々な課題が山積する中で、子どもも大人も「自分らしく安心していられる場所」が求められています。

私たちは、自身の子育てや支援の現場の経験、個性心理学との出会いを通じて、「一人ひとりの個性を理解し、尊重すること」が人と人の関係性を豊かにし、自己有用感を育み、社会に希望をもたらすと実感してきました。

この思いを形にするため、子どもや子どもに関わる全ての方が安心して語り合える居場所づくりとして「子ども食堂」「フリースクール」「カウンセリング」等の活動を展開します。

一人一人の力は小さいかもしれませんが、共感し支えてくれる仲間と共に特定非営利法人を設立し、地域に根差した活動を広げて行くことをここに決意します。

2 申請に至るまでの経過

2016 年より個別カウンセリング開始

2023 年より不登校支援として体験会や保護者のお話会開催

2023 年より任意団体 HAPPYHOUSE 設立

2025 年 1 月設立発起人会開催

2025 年 3 月設立に向けての準備開始

2025 年 4 月よりこども食堂月 1 回開催

2025 年 9 月 28 日設立総会開催

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から 令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人 HAPPYHOUSE

1 事業実施の方針

- ・設立当初の事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とし、準備期間とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位:千円)
①子どもに 関わる事業	・こども食堂 一緒に調理や準備に参加することで食育を促し、親以外の大人と交流を深め、自己有用感を育む。 体験会や育児相談を実施し、安心して過ごせる居場所を作る。	(A)毎月第3日曜日 (B)茨城町桜の郷 コミュニティーセンター (C)10人	(D)年齢性別 問わず (E)15人	20
	・不登校支援 学校に通いにくい子どもたちに、安心して過ごせる居場所を提供する。 体験会を通して自己肯定感を高める支援を実施する。 さらに、保護者向けのお話会や相談会を開催し、家庭と学校をつなぐサポートを行う。	(A)不定期開催 (B)茨城町桜の郷 コミュニティーセンター (C)10人	(D)不登校・ 学校に馴染めない小中学生とその保護者 (E)10人	20

②地域のつながりを増やすネットワーク事業	実施予定なし			
③地域のつながりを促進する婚活事業	実施予定なし			

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
① 個性心理学カルテ販売事業	個性心理学に基づく診断カルテを販売し、教育、子育て、職場、婚活、など幅広い分野で自己理解や他者理解を深めるための参考資料として提供する。	(A) 不定期 (B) 未定 (C) 未定	0
② 子育て・コミュニケーション出張セミナー	個性心理学を活用した子育て相談セミナーを地域の公民館や学校に出張して、家庭での関わり方や子育てに活かせるように支援する。	(A) 不定期 (B) 未定 (C) 未定	0
③ 教員研修事業	個性心理学を活用とした教員向けの研修を実施し、児童生徒一人ひとりの個性に応じた理解や対応ができるよう支援し、学校現場での教育活用の充実に寄与する。	(A) 不定期 (B) 未定 (C) 未定	0
④ カウセリング事業	個性心理学を活用したカウセリングを行い、不登校や子育て、人間関係の悩みを抱える子ども、保護者、教員等に対して、自己理解と他者理解を深める支援を行う。	(A) 不定期 (B) 未定 (C) 未定	0

(備考)

- 1 設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。
- 2 2 は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2 (2)には、定款上、「その他の事業」に関する事項を定めているものの、設立当初の事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。

令和 8 年度の事業計画書

令和 8 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人 HAPPYHOUSE

1 事業実施の方針

- ・以下の事業を確実に実施することを目標とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位 : 千円)
① 子どもに 関わる事 業	・ こども食堂 一緒に調理や準備に参加 することで食育を促し、親以 外の大人と交流を深め、自 己有用感を育む。 体験会や育児相談を実施 し、安心して過ごせる居場 所を作る。	(A) 毎月第 3 日曜 日 (B) 茨城町桜の郷 コミュニティーセ ンター (C) 10 人	(D) 年齢性別 問わず (E) 15 人	350
	・ 不登校支援 学校に通いにくい子どもた ちに、安心して過ごせる居 場所を提供する。 体験会を通して自己肯定感 を高める支援を実施する。 さらに、保護者向けのお話 会や相談会を開催し、家庭 と学校をつなぐサポートを 行う。	(A) 不定期開催 (B) 茨城町桜の郷 コミュニティーセ ンター (C) 10 人	(D) 不登校・ 学校に馴染 めない小中 学生とその 保護者 (E) 10 人	321

②地域のつながりを増やすネットワーク事業	実施予定なし			
③地域のつながりを促進する婚活事業	実施予定なし			

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
①個性心理学カルテ販売事業	個性心理学に基づく診断カルテを販売し、教育、子育て、職場、婚活、など幅広い分野で自己理解や他者理解を深めるための参考資料として提供する。	(A)不定期 (B)未定 (C)未定	5
②子育て相談出張セミナー事業	個性心理学を活用した子育て相談セミナーを地域の公民館や学校に出張して、家庭での関わり方や子育てに活かせるように支援する。	(A)不定期 (B)未定 (C)未定	10
③教員研修事業	個性心理学を活用とした教員向けの研修を実施し、児童生徒一人ひとりの個性に応じた理解や対応ができるよう支援し、学校現場での教育活用の充実に寄与する。	(A)不定期 (B)未定 (C)未定	10
④カウンセリング事業	個性心理学を活用したカウンセリングを行い、不登校や子育て、人間関係の悩みを抱える子ども、保護者、教員等に対して、自己理解と他者理解を深める支援を行う。	(A)不定期 (B)未定 (C)未定	5

(備考)

- 1 設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。
- 2 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2(2)には、定款上、「その他の事業」に関する事項を定めているものの、設立当初の事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。

(法第10条第1項第8号「設立当初の事業年度の活動予算書」(定款にその他の事業が掲げられている場合))

設立当初の事業年度 活動予算書
法人成立の日から2026年3月31日まで

特定非営利活動法人HAPPYHOUSE
(単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1.受取会費			
正会員受取会費			
賛助会員受取会費			
子ども食堂参加費	20000		20000
不登校支援	20000		20000
フリースクール利用料	0		0
カウンセリング収入		0	
フリースクール年会費		0	
2.受取寄附金			
受取寄附金	0		0
3.受取助成金等			
子ども食堂受取民間助成金	10000		10000
4.事業収益			
カルテ販売		0	0
5.その他収益			
経常収益計	50,000	0	50,000
II 経常費用			
1.事業費			
(1) 人件費	0		
給料手当	0		
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
子ども食堂食材費	20,000		20,000
不登校支援昼食材料費	20,000		20,000
不登校支援体験会材料費			
支払い保険料			
その他経費計			
事業費計	40,000	0	40,000
2.管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
家賃			
事務用品費	5,000	5,000	5,000
広告宣伝費			5,000
その他経費計	5,000	5,000	10,000
管理費計	5,000	5,000	10,000
経常費用計	45,000	5,000	50,000
当期経常増減額	0	0	0
III 経常外収益			
1.固定資産売却益			
経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			
1.過年度損益修正損	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
経費区分振替額			
当期正味財産増減額	0	0	0
設立時正味財産額			
次期繰越正味財産額			0

(法第10条第1項第8号「翌事業年度の活動予算書」(定款にその他の事業が掲げられている場合))

令和8年度 活動予算書
2026年4月1日から2027年3月31日まで

特定非営利活動法人HAPPYHOUSE
(単位:円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1.受取会費			
正会員受取会費	60,000		60,000
賛助会員受取会費	30,000		30,000
子ども食堂参加費	38,400		38,400
不登校支援	32,000		32,000
フリースクール利用料	648,000		648,000
出張セミナー	30,000		30,000
教員研修	30,000		30,000
カウンセリング収入		216,000	216,000
フリースクール年会費	50,000	0	50,000
2.受取寄附金			
受取寄附金	100,000		100,000
3.受取助成金等			
子ども食堂受取民間助成金	30,000		30,000
4.事業収益			
カルテ販売		216,000	216,000
5.その他収益			
経常収益計	1,048,400	432,000	1,480,400
II 経常費用			
1.事業費			
(1) 人件費			
給料手当	600,000		600,000
人件費計	600,000	0	600,000
(2) その他経費			
子ども食堂食材費	50,000		50,000
不登校支援昼食材料費	10,000		10,000
不登校支援体験会材料費	5,000		5,000
支払い保険料	6,000		6,000
その他の事業			
①個性心理学カルテ販売事業		5,000	5,000
②子育て相談出張セミナー事業		10,000	10,000
③教員研修事業		10,000	10,000
④カウンセリング事業		5,000	5,000
その他経費計	71,000	30,000	101,000
事業費計	671,000	30,000	701,000
2.管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	480,000		480,000
給料手当	20,000		20,000
人件費計	500,000	0	500,000
(2) その他経費			
家賃	0		0
事務用品費	10,000	5,000	15,000
交通費		20,000	20,000
広告宣伝費	20,000	5,000	25,000
その他経費計	30,000	30,000	60,000
管理費計	530,000	30,000	560,000
経常費用計	1,201,000	60,000	1,261,000
当期経常増減額	0	0	219,400
III 経常外収益			
1.固定資産売却益			
経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			
1.過年度損益修正損	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
経費区分振替額			
当期正味財産増減額	0	0	219,400
設立時正味財産額			
次期繰越正味財産額			219,400